

「特定処遇改善手当」「処遇改善手当」について (障がい福祉サービス・児童福祉サービス)

令和元年12月1日現在

令和元年10月より福祉介護職員等のさらなる賃金等の処遇改善を図る為、障がい福祉サービス及び児童福祉サービスにおいて「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を受給することになりました。現行で受給している「福祉・介護職員処遇改善加算」もあわせてまして職員の皆様への支払いルールを下記の通りといたします。

①福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

要件・対象者		支給金額
第1 グループ	①法人入職時より勤続年数10年以上で社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び保育士のいずれか資格を持っている正職員	月額 35,000円
	②法人入職時より勤続年数10年以上でサービス管理責任者（専従）である正職員	
	③法人入職時より勤続年数10年以上で児童発達支援管理責任者（専従）である正職員	
第2 グループ	①勤続年数10年未満のサービス管理責任者（専従）である正職員	月額 17,000円
	②勤続年数10年未満の児童発達支援管理責任者（専従）である正職員	
・他法人等での福祉職経験年数は勤続年数には含みません。		
・支払い時の名称は「特定処遇改善手当」となります。		
・月額支払いの他、支給に伴う法定福利費の増加分に加算の充当を行い、半期ごとに受給額との差額調整を行います。		
・手当の支払いは令和元年12月給与（令和2年1月支給分）からとなります。		
・特定処遇改善手当の対象者は下記の「処遇改善手当」の対象にはなりません。		

②福祉・介護職員処遇改善加算について

要件・対象者		支給金額
第3 グループ	法人入職時より勤続年数10年以上の正職員 ※勤続年数10年以上資格無しの方。	月額 17,000円
第4 グループ	勤続年数10年未満の社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び保育士のいずれかの資格を持っている直接処遇の正職員 ※勤続年数10年未満資格有りの方。	月額 13,000円
第5 グループ	勤続年数10年未満の直接処遇の正職員、準職員 ※勤続年数10年未満資格無しの方。	月額 10,000円
第6 グループ	直接処遇のパートタイマー職員	月額については 支給無し
・他法人等での福祉職経験年数は勤続年数には含みません。		
・支払い時の名称は「処遇改善手当」となります。		
・月額支払いの他、昇給に伴う増加分の賃金及び昇給に伴う法定福利費の増加分に加算の充当を行い、半期ごとに受給額との差額調整を行い、余剰分を第3グループ、第4グループ、第5グループ、第6グループに分配します。		
・手当の支払いは令和元年12月給与（令和2年1月支給分）からとなります。		
・処遇改善手当の対象者は上記の「特定処遇改善手当」の対象にはなりません。		

③その他

- ・計画相談支援事業、障害児相談支援事業、委託相談支援事業、放課後児童クラブ（学童保育）従事者はこの加算の対象ではありません。
- ・月額支給金額については、当該加算の受給状況等を勘案し半期ごとにその内容を精査し、その結果変更の必要がある場合は表示額より増額変更又は減額変更することがあります。
- ・加算が終了した場合は当該手当は自動的に廃止になり要件等が変更になった場合には内容を精査して対処するものとします。